

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 5 年 11 月 1 日)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 027-330-6030

担当 課長・管理者 木暮 圭太

ご不明な点は何でもお尋ねください。

2. 当事業所の概要

法人種別 はるな生活協同組合

名称 居宅介護支援事業所ほほえみ

代表者役職・氏名 理事長 鈴木 隆

所在地・電話番号 高崎市高関町 511-1 027-330-6030

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号・サービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所ほほえみ
所在地	高崎市高関町 511-1
介護保険指定番号	1 070201791
サービスを提供する地域	高崎市（旧群馬郡、旧多野郡吉井町および旧多野郡新町地域を除く。）

(2) 事業所の職員体制

介護支援専門員 課長・管理者 木暮 圭太 他 4 名

利用者の増減により、介護支援専門員数を増減します。

事業所内での担当者が変更することもあります。

営業時間

月～金曜日の 9 : 00～17 : 00

土曜、日曜、祝祭日及び 12 月 30 日～1 月 3 日は休業

※夜間、祭日の緊急連絡先・・・080-2055-1702

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません（料金については別紙の 1、2 をご参照ください）。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1 ヶ月につき要介護度に応じた実費料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市役所もしくは、町村役場の窓口へ提出しますと全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費 無料です。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話で申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

お申し出くださればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合で終了する場合

人員不足等、やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了1ヶ月前までに文書等で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

1. 介護保険施設に入所したとき

2. 要介護認定区分が要支援・事業対象者・非該当（自立）と認定された場合

3. 入院や体調不良等、その他やむをえない事情以外の理由で3ヶ月以上のサービス利用がなかった場合

4. お客様がお亡くなりになった場合

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴

運営の方針

- ① 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

(公正中立なケアマネジメント)

- ・利用者やその家族に対して、利用者は居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが出来ます。
- ④ 事業の運営に当たっては、関係市町村、行政関係機関、他の指定居宅介護支援事業者や介護支援施設等、障害福祉制度における障害福祉施設や相談支援事業者、医療機関との連携につとめます。

(医療と介護の連携)

- ・入退院時における医療機関との連携を促進するため、入院時に担当介護支援専門員の氏名や事業所名、連絡先を入院先医療機関に提供するようお願い致します。

担当介護支援専門員の名刺を医療保険証やお薬手帳、介護保険証と一緒に保管しておくことをお勧め致します。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当：課長・管理者 木暮 圭太 各担当介護支援専門員

電話 027-330-6030

(2) その他

当事業所以外に、公共機関への相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

自治体（市町村名）	担当窓口	電話番号
高崎市	介護保険担当	027-321-1111
公的機関	所在地	電話番号
群馬県国民健康保険団体連合会	前橋市元総社町 335-8	027-290-1323

7. 事故発生時の対応

サービス提供中に、事故が発生した場合は利用者の家族、主治医、居宅サービス事業者、市町村に速やかに連絡を行ないます。また賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行ないます。事故が発生した原因を解明し対策を講じ再発防止に努めます。

8. 身体拘束・虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。また、サービス事業者又は養護者による虐待を受けたと思われる事項を発見した場合は速やかにこれを保険者に通報いたします。

9. ハラスメントへの対応

利用者又は家族等からのハラスメント行為（身体的・精神的な暴力やセクシャルハラスメント、事業を運営する上で著しい迷惑行為等）が確認できた場合は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

10. 情報の提供

サービス提供をする上で必要な場合は、利用者及び家族に関する個人情報をサービス事業者及び主治医・市町村・サービス担当者会議等に提供します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地

高崎市高関町 511-1

名称

居宅介護支援事業所ほほえみ

説明者

印

以上の内容について説明、文書の交付を受けて同意しました。

令和

年

月

日

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

理由 (_____)

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄 _____)

【重要事項説明書 別紙】(令和6年4月1日)

1、利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービスの提供書を後日、市の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

※下記金額に地域区分(6級地):6%が上乗せされます。

※同一敷地内、同一建物に居住する利用者:所定単位数の95%を算定。

(要介護1・2) 10,860円/月 (要介護3・4・5) 14,110円/月

2、加算料金について

※以下の加算料金については、全て該当者のみとなります。又、支払方法については全て上記と同じで利用者の自己負担はございません。尚、保険料の滞納等がございますと、自己負担の発生する場合があります。

※下記金額に地域区分(6級地):6%が上乗せされます。

[初回加算 3,000円/月]

・新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して居宅介護支援を行った場合に算定致します。

①新規に居宅サービス計画を作成する場合。

②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。

③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。

[通院時情報連携加算 500円/月]

・利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に利用者1人につき、1ヶ月に1回を限度として算定致します。

[入院時情報連携加算]

・利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合、利用者1人につき1ヶ月に1回を限度として算定致します。

① 入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,500円/月

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。

② 入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,000円/月

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。

※(Ⅰ)(Ⅱ)の同時算定は致しません。

[退院・退所加算]

- ・利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合には、入院又は入所期間中につき 1 回を限度として次に掲げる基準を満たされたものを算定致します。ただし、初回加算を算定する場合には算定致しません。

① 退院・退所加算（Ⅰ）イ 4,500 円／月

当該利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること。

② 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 6,000 円／月

当該利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けていること。

③ 退院・退所加算（Ⅱ）イ 6,000 円／月

当該利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受けていること。

④ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 7,500 円／月

当該利用者に係る必要な情報の提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによること。

⑤ 退院・退所加算（Ⅲ） 9,000 円／月

当該利用者に係る必要な情報の提供を 3 回以上受けており、うち 1 回以上は入院中の担当医師等とのカンファレンスによること。

[ターミナルケアマネジメント加算 4,000 円／月]

- ・ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24 時間連絡出来る体制を確保しており、かつ、必要に応じて居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備している。
- ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合、1 ヶ月に 1 回算定致します。
- ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。

[緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円／月]

- ・病院又は診療所の求めにより、当該医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者 1 人につき 1 ヶ月に 2 回を限度として算定致します。

[特定事業所加算Ⅱ 4,210 円／月]

- ・厚生労働大臣が定める以下の基準①～③に適合しているものとして、都道府県知事（中核市においては、指定都市又は中核市の市長）に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1 ヶ月につき所定単位数を算定致します。

① 常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。

② 上記とは別に常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。

③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定

期的（概ね週 1 回以上）に開催していること。

- ④ 24 時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 当該事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例を受託する体制を整備していること。
- ⑦ ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑧ 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑨ 当該事業所において、介護支援専門員 1 人当たり（常勤換算法による）の担当利用者数が、45 名未満であること。
- ⑩ 介護支援専門員実務研修の実習等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑪ 情報公表を行うほか、利用者に対し、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示し、内容が理解できるよう説明すること。
- ⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- ⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

【特定事業所医療介護連携加算 1,250 円／月】

- ・特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間（前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において）35 回以上行くとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間 15 回以上算定していること。

3、介護サービス情報公表制度の活用について

- ・介護サービス情報公表制度は、介護サービスを利用しようとしている方の事業所選択を支援することを目的として、日本全国の約 21 万カ所の「介護サービス事業所」の情報を、都道府県がインターネット等により公表するしくみです。事業所選択の際にご活用下さい。

ホームページ <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

公表されている事業所情報の内容

・基本的な項目

- | | | |
|--------------|------------|------------|
| ①事業所の名称、所在地等 | ②従業者に関するもの | ③提供サービスの内容 |
| ④利用料等 | ⑤法人情報 | ⑥事業所の財務状況 |

・事業所運営にかかる各種取組

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| ①利用者の権利擁護の取組 | ②サービスの質の確保への取組 |
| ③相談・苦情等への対応 | ④外部機関等との連携 |
| ⑤事業運営・管理の体制 | ⑥安全・衛生管理等の体制 |
| ⑦その他（従業者の研修の受講状況や認知症に係る事業者の取組状況等） | |

・当事業所の情報公表として

- ⑧前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合